

奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十九号

奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良県国際芸術家村構想等検討委員会規則（平成二十七年三月奈良県規則第五百号）の一部を次のように改正する。

第七条中「地域振興部教育振興課」を「地域振興部企画管理室」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。